

潮来市高齢者タクシー利用料金助成事業

運転免許を持たない満 75 歳以上の高齢者の方々が外出する際に利用するタクシー運賃の一部を助成することにより、高齢者の外出支援及び社会参加を促進することを目的とした制度です。

【助成内容】

1 枚 500 円分のタクシー助成券を年間 48 枚交付

※ただし、年度後半（10 月～翌年 3 月末まで）に申請された方は、

タクシー助成券 24 枚の交付となります。

※助成券の有効期限は、当該年度の 3 月 31 日までとなります。

※助成券の利用区間は、乗降場所のいずれかが潮来市内の場合に限ります。

【対象者】 次の①から⑤の要件をすべて満たす方

- ① 潮来市内に住民登録をされている方
- ② 申請時において満 75 歳以上の方
- ③ 原動機付自転車などを含むすべての運転免許を保有していない方
- ④ 潮来市福祉タクシー利用券の交付等を受けていない方
- ⑤ 介護保険の施設等に入所等されていない方

【申請に必要なもの】

◎ 対象者本人による申請

- ① 申請書
- ② 本人確認書類（後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード等）
- ③ 印鑑

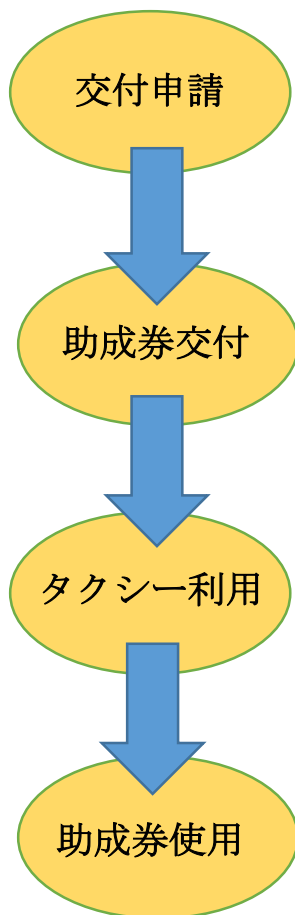
◎ 代理人による申請

- ① 申請書
- ② 対象者の本人確認書類（後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカード等）
- ③ 代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ④ 対象者及び代理人の印鑑

【申請場所】

潮来市役所本庁舎 1 階 高齢福祉課

【使用方法】



- 本人確認書類、印鑑を持参し、申請書に必要事項を記載
- 代理の方でも申請は可
(表面「代理人による申請」をご確認ください。)

申請内容等確認後、助成券を交付
1枚500円分として使用できる助成券を年間48枚交付
※ただし、10月～翌年3月末までの申請の場合は助成券24枚を交付

- 【利用できるタクシー事業者】※市内事業者5社
- ・日の出タクシー有限会社
 - ・有限会社かすみタクシー
 - ・有限会社はなわタクシー
 - ・潮来合同自動車有限会社
 - ・有限会社常南観光タクシー

タクシーを利用する際に、運転手へ助成券をお渡しください。
また、運転手に身分証明書（後期高齢者医療被保険者証等）を提示願います。
※助成券を使用する際には、住所・氏名・利用目的の記載が必要となります。

【助成券の使用例】

助成券は、1乗車につき1人1枚分ご利用いただけます。精算時に料金から500円が差し引かれますので、残額をお支払ください。

(例1) 助成券保持者1人がタクシーに乗車し、利用運賃が1,200円であった場合
【助成券を1枚(500円分)使用】 $1,200円 - 500円 = 700円$ (支払金額)

(例2) 助成券保持者2人が相乗りでタクシーに乗車し、利用運賃が1,200円であった場合
【保持者が助成券を1枚ずつ、計2枚(1,000円分)使用】 $1,200円 - 1,000円 = 200円$ (支払金額)
※相乗りの場合でも、助成券保持者は助成券を1人1枚ずつ使用することができます。

(例3) 助成券保持者3人が相乗りでタクシーに乗車し、利用運賃が1,200円であった場合
【保持者が助成券を1枚ずつ、計3枚(1,500円分)使用】 $1,200円 - 1,500円 \Rightarrow$ 支払なし
※タクシー利用運賃より助成券の金額が多い場合でも、おつりは出ませんのでご注意ください。

【お問合せ】

潮来市高齢福祉課 TEL.63-1111 内線125